

## 「共同行動計画」——イランの意図のテスト

## 1. 「共同行動計画」の合意

2013年11月24日、E3+3（中、仏、独、露、英、米、欧州連合（EU）上級代表）とイランとのジュネーブにおける協議で、「共同行動計画（Joint Plan of Action）」<sup>1</sup>が合意された。「共同行動計画」では、E3+3とイランとの「交渉の目標が、イランの核計画が平和的であることを確保する、相互に合意された長期的で包括的な解決に至ることである」と確認した上で、その解決に向けて6カ月の間に実施される「第一段階の要素（Elements of a first step）」、ならびに1年以内に交渉を終了して履行を開始する「包括的解決の最終段階の要素（Elements of the final step of a comprehensive solution）」が列挙された。

6カ月間の「第一段階」では、イランおよびE3+3がそれぞれ、概略以下のような自発的措置をとることとなった。

## ➤ イラン

- ◇ 20%濃縮ウランのうち、半分をテヘラン研究炉（TRR）用の燃料製造用の在庫として酸化物の形態で保管し、残る半分以上を5%以下に希釈する
- ◇ 6カ月間は5%を超えるウラン濃縮を行わない
- ◇ ナタンツおよびフォルドゥの濃縮施設、ならびにアラクの重水炉（IR-40）についての活動のさらなる進展を行わない
- ◇ 新たな場所での濃縮を実施しない

- ◇ 再処理、および再処理施設の建設を行わない
- ◇ 国際原子力機関（IAEA）による監視を強化する（IAEAへの特定された情報の提供、IR-40の保障措置アプローチの妥結に関するIAEAとの合意のためのステップ、フォルドゥおよびナタンツにおけるIAEA査察官の毎日のアクセス、ならびにIAEAによる管理されたアクセス（managed access）など）

## ➤ E3+3

- ◇ イランの原油販売をさらに削減する取組を休止し、イランによる原油の販売に必要な保険および輸送のサービスに対するEUおよび米国の制裁措置を停止する
- ◇ イランの石油化学製品の輸出、ならびに金および貴金属に関する米国およびEUの制裁を停止する
- ◇ イランの自動車産業に対する米国の制裁を停止する
- ◇ 国連安全保障理事会およびEUは核関連の新たな制裁を発動せず、米国は核関連の新たな制裁の発動を自制する
- ◇ イランが国外で得る石油の収入を用いた、国内のニーズのための人道的貿易を促進するための資金経路を確立する

「包括的解決の最終段階の要素」には、以下のよう  
な点が挙げられた。

- 合意される特定の長期にわたる期間
- 核兵器不拡散条約（NPT）およびIAEA保障措置協定の権利および義務の反映
- 国連安保理、多国間、あるいは一国での核関連の制裁措置の包括的な解除

<sup>1</sup> “Joint Action of Plan,” Geneva, 24 November 2013, <http://www.theguardian.com/world/interactive/2013/nov/24/iran-nuclear-deal-joint-plan-action>. また、「イランの核問題に関するE3/EU+3とイランの間の暫定合意」『核不拡散ニュース』日本原子力研究開発機構、第201号（2013年11月27日）に、合意内容の概要が掲載されている。

- ▶ 実際上のニーズに整合した、相互に合意されたパラメーター（濃縮活動の範囲およびレベル、能力、ならびに濃縮ウランの在庫量の合意された制限）を伴う相互に定義された濃縮の計画
- ▶ IR-40に関する懸念の完全な解決、ならびに再処理および再処理用施設の建設を行わないこと
- ▶ 合意された透明性措置および強化された監視の完全な履行。イランによるIAEA追加議定書の批准および履行
- ▶ 最新の軽水炉および研究炉などの取得に関する国際的な民生用原子力協力

## 2. 合意に対する批判と懸念

この「共同行動計画」に対して、イスラエルのネタニヤフ（Benjamin Netanyahu）首相は、「歴史的な合意ではなく、歴史的な誤り」であり、イランは「数週間で容易に覆すことができる見せ掛けのステップをとったに過ぎず、その見返りに数年にわたって取られてきた制裁が緩和されようとしている」<sup>2</sup>と厳しく批判した。そこには、「共同行動計画」において、核兵器の製造につながり得る能力のイランによる廃棄ではなく、逆に一定の範囲でその保持を認めたことに対する不満が強く表れていた。

そもそもイランに対しては、国連安保理決議1737（2006年12月）で、国連憲章第7章下の決定として、「研究開発を含むあらゆる濃縮関連・再処理活動」、「重水を減速材とした研究用反応炉の建設を含むあらゆる重水関係プロジェクトにおける活動」の中止が明記されていた<sup>3</sup>。しかしながら、「共同行動計画」の「第一段階」では、イランによる5%未満の濃縮ウラン生産停止を定めておらず、安保理決議に違反する活動を

E3+3が容認するものだとも言える。

イランによるウラン濃縮の「権利」の有無については、米国とイランの間に見解の相違がある。ケリー（John Kerry）米国務長官は、ウラン濃縮に関する「固有の権利（inherent right）」はなく、「我々は（イランによるウラン）濃縮の権利を認めていない」と述べ<sup>4</sup>、イランによるウラン濃縮活動を認めるか否かは「第一段階」におけるイランの行動、ならびに「包括的解決の最終段階」に関する交渉によるとの立場を示している。これに対して、ザリフ（Mohammad Javad Zarif）イラン外相は、イランのウラン濃縮の権利が合意で明確に認められたとの立場を強調した<sup>5</sup>。ロウハニ（Hassan Rouhani）イラン大統領も、ウラン濃縮の「権利は、イランが濃縮を継続できるとする合意文書に明確に述べられており、我々の濃縮活動はこれまでと同様に継続される」<sup>6</sup>と明言した。現在のイランがウラン濃縮の「権利」を有しているか否かについては、安保理決議との関係を考えれば議論の余地が残るものの、「共同行動計画」を見る限り、「包括的解決の最終段階」においてE3+3が合意すれば、イランによる濃縮活動の継続が許容される可能性は否定されていない。兵器級プルトニウムの生産に適しているとされるイランの重水炉の取り扱いについても「最終段階」での合意に委ねられている。

こうした取り扱いは、北朝鮮核問題への対応とは少なからず異なっている。北朝鮮の核問題に関しては、そのすべての核兵器および核能力に関する完全で不可逆的かつ検証可能な廃棄（CVID）が目指された。2013年2月の3回目となる地下核実験の実施後、北朝鮮は六

<sup>2</sup> David Simpson and Josh Levs, "Israeli PM Netanyahu: Iran Nuclear Deal 'Historic Mistake,'" *CNN*, November 25, 2013, <http://edition.cnn.com/2013/11/24/world/meast/iran-israel/>.

<sup>3</sup> A/RES/1737, 23 December 2006. イラン核問題に関して、その後採択された安保理決議1803（2008年3月）および1929（2010年6月）でも、同様のことが要求された。

<sup>4</sup> "Kerry on Iran: 'We Do Not Recognize a Right to Enrich,'" *Washington Post*, November 24, 2013, <http://www.washingtonpost.com/blogs/post-politics/wp/2013/11/24/kerry-on-iran-we-do-not-recognize-a-right-to-enrich/>.

<sup>5</sup> "Kerry Defends Nuclear Pact With Iran," *New York Times*, November 24, 2013, [http://thecaucus.blogs.nytimes.com/2013/11/24/kerry-defends-nuclear-pact-with-iran/?\\_r=0](http://thecaucus.blogs.nytimes.com/2013/11/24/kerry-defends-nuclear-pact-with-iran/?_r=0).

<sup>6</sup> Joby Warrick, "After Iran Nuclear Deal, Tough Challenges Ahead," *Washington Post*, November 25, 2013, [http://www.washingtonpost.com/world/national-security/after-iran-nuclear-deal-tough-challenges-ahead/2013/11/24/9853518e-552c-11e3-835d-e7173847c7cc\\_story.html](http://www.washingtonpost.com/world/national-security/after-iran-nuclear-deal-tough-challenges-ahead/2013/11/24/9853518e-552c-11e3-835d-e7173847c7cc_story.html).

者会合でなされた合意の破棄を宣言したが、2005年9月の「第4回六者会合に関する共同声明」では、北朝鮮もすべての核兵器および既存の核計画の放棄、ならびにNPTおよびIAEA保障措置への早期の復帰に合意していた。これに対して、イランとの「共同行動計画」では、ウラン濃縮施設および重水炉という兵器用核分裂性物質を生産する潜在能力について、「最終段階」になされる合意に基づいてイランが保持し続ける可能性を残している。

もちろん、今回の合意によって、イランが核兵器の取得を決断してから短期間に保有するという、いわゆる「ブレイクアウト」のための時間を、過去1年間で初めて長くすることができたとの評価もある。2013年9月の時点で、イランが核兵器1発分の濃縮ウランの生産に必要な時間は最短で1カ月程度だと分析され、2014年初めには最悪の場合、これが2~3週間あまりに短縮されるとの見方もあった<sup>7</sup>。「第一段階の要素」が実施されれば、イランが六フッ化ウラン (UF<sub>6</sub>) の形態では20%濃縮ウランを保有しないこと、あるいは新たな、また新型の遠心分離機を設置しないことなどにより、その時間が2カ月余りになると分析され、さらにイランが濃縮施設へのIAEAによる強化された監視を受け入れることで、合意に反する活動が適時に探知される可能性は高まる<sup>8</sup>。それでも、この「2カ月」という期間を、イランの核兵器取得の脅威が若干なりとも低減されたと見るべきか否かは、核問題に関するイランの意図に大きく関わってくる。

北朝鮮が1990年代前半の核危機以来試みてきたように、イランも、核問題に関する交渉、さらには核開

発の凍結に関する合意を、自国に対する圧力や制裁の緩和、これに対する報償の獲得、ならびに核兵器能力の強化と既成事実化のための時間稼ぎに用いる可能性も排除できない<sup>10</sup>。特に今回の合意では、第一段階あるいは最終段階のいずれの要素にも含まれていない遠心分離機の生産および実験、兵器化の研究、ならびに弾道ミサイル計画といった、核兵器の取得に関連する活動を継続する時間を得ることができたのと指摘もある<sup>11</sup>。イランが核兵器取得の強い意思を捨てていないとすれば、「共同行動計画」が合意されたとはいえ、依然としてイラン核問題を取り巻く状況は楽観視できない。

### 3. 合意の重要性

こうしたことを考えれば、「共同行動計画」は、イランの核兵器開発能力を除去するという観点からは理想的な合意だとは言えない。しかしながら、米国などE3+3が、イランに対して核問題に係る措置を一方向的に強制できる状況にはない。しかも、イランの核兵器開発能力が既に一定のレベルに達しているという現実に直面する中で、その進展を押し止める必要性に迫られていた。「共同行動計画」は、そうしたなかで合意されたことに留意する必要がある。

クリッパー (James R. Clipper) 米国家情報長官は、2013年3月の米上院公聴会で、「イランが最終的に核兵器の製造を決定するか否かは分からない」としつつ、「ミサイルに運搬可能な核兵器の製造を決定すればそれを引き出し得る技術的知見を多くの分野で発展させており、そうした技術的な進展から、イランが最終的には核兵器を製造する科学的、技術的および産業的な能力を有しているとの我々の評価は強まっている」と

<sup>7</sup> Patrick Migliorini, David Albright, Houston Wood and Christina Walrond, "Iranian Breakout Estimates, Updated September 2013," *ISIS Report*, October 24, 2013.

<sup>8</sup> Daryl G. Kimball, "Assessing the First-Phase Deal to Guard Against a Nuclear-Armed Iran," *Issue Brief*, Vol. 4, No. 15 (December 2, 2013), <http://www.armscontrol.org/issuebriefs/Assessing-the-First-Phase-Deal-to-Guard-Against-a-Nuclear-Armed-Iran>.

<sup>9</sup> David Albright, "The Rocky Path to a Long-Term Settlement with Iran," *Washington Post*, November 26, 2013, [http://www.washingtonpost.com/opinions/reaching-a-final-iran-deal-will-be-a-tough-road/2013/11/25/dcc2f752-55ef-11e3-ba82-16ed03681809\\_story.html](http://www.washingtonpost.com/opinions/reaching-a-final-iran-deal-will-be-a-tough-road/2013/11/25/dcc2f752-55ef-11e3-ba82-16ed03681809_story.html).

<sup>10</sup> そうした懸念については、Meredith Tull and Andrea Stricker, "Can Rouhani Deliver a Nuclear Deal? Can He be Trusted?" *ISIS Iran Report*, June 19, 2013, <http://www.isisnucleariran.org/reports/detail/can-rouhani-deliver-a-nuclear-deal-can-he-be-trusted/>.

<sup>11</sup> John Bolton, "Abject Surrender by the United States," *The Weekly Standard*, November 24, 2013, [http://www.weeklystandard.com/blogs/abject-surrender-united-states\\_768140.html](http://www.weeklystandard.com/blogs/abject-surrender-united-states_768140.html).

報告した<sup>12</sup>。イランとの合意が成立しなければ、2014年半ば頃までに、イランは核兵器製造のための重要な能力を獲得するとの分析も見られた<sup>13</sup>。ウラン濃縮計画の進展は周知のとおりであったが、イランからは、艦船や潜水艦の原子力推進（nuclear propulsion）の燃料として、40～60%といったより濃縮度の高いウランの生産への関心も示されていた<sup>14</sup>。さらに、2013年6月には、原子炉容器の設置により、重水炉の建設がほぼ完成したことが明らかにされた。

イランの核計画に掣肘を加えなければ、イランは核兵器能力の取得に限りなく近づくことになりかねない。そうした状況は、イランの核兵器能力の保持が既成事実化され、これを黙認せざるを得なくなるか、あるいはイランの核兵器保有を国家生存の脅威だと位置づけるイスラエルが単独でも対イラン軍事攻撃を敢行する可能性を一層高めることになる。いずれも、中東の安全保障環境を劇的に悪化させることは避けがたい。しかも、上述のように、イランに核放棄を強制することは容易ではない。

イランの核施設に対する攻撃の成否の可能性については、分析によって差はあるが、たとえば「イラン・プロジェクト」が2012年9月に公表した報告書によれば、仮に米国の空爆が完璧に遂行された場合、イランの核計画を最長で4年程度は遅延できるものの、それを完全に除去することは難しく、少なくとも核計画の再開に係る科学的能力と経験はイランに残る。同報告書では、イスラエルの空爆については、フォルドウの濃縮施設などに決定的な損害を与えることすら難しい

と分析された<sup>15</sup>。逆に、米国あるいはイスラエルのいづれによるものであれ、対イラン攻撃は、イランの核兵器取得の決意をより強固にさせる結果に終わるかもしれない。

米上院では、イランに対する非軍事的制裁措置の強化が共和党議員を中心に主張されていたが、その効果には限界があることも、それまでにイランに科された様々な制裁措置から明らかであった。たしかに、国連安保理決議の下での制裁措置、ならびに米国などが独自に科す制裁措置などによって、イランの核・ミサイル開発を遅らせることはできたと分析されてきた。また制裁措置は、2013年6月のイラン大統領選挙における、大方の予想に反しての保守現実派・ロウハニの当選と、その下でのイランによる核問題へのアプローチや米国などとの協議への姿勢に、少なからず影響を与え、イランから一定の譲歩を引き出す圧力となったと考えられる。しかしながら、現在に至るまで、そのウラン濃縮活動をはじめとする核開発の停止をもたらすことはできなかった<sup>16</sup>。より厳しい制裁措置が科されたとしてもイランの核開発に係る意思を逆転させることは難しい。しかも、ロウハニ大統領の下で、イランが核問題に係る合意の形成に積極的に取り組む姿勢を国際社会にアピールする中で、米国が強硬な態度を変えずに新たな制裁を科し、合意の成立を阻害したとみなされれば、対イラン制裁への反発、さらにはイランと良好な関係を持つロシアや中国などを含む国際社会による制裁への協力拒否などにより、イランに対する圧力が低下することも考えられた<sup>17</sup>。

<sup>12</sup> James R. Clipper, “Statement for the Record: Worldwide Threat Assessment of the US Intelligence Community,” Senate Select Committee on Intelligence, March 12, 2013.

<sup>13</sup> David Albright and Christina Walrond, “Iran’s Critical Capability in 2014: Verifiably Stopping Iran from Increasing the Number and Quality of its Centrifuges,” *ISIS Report*, July 17, 2013.

<sup>14</sup> たとえば、“Iran to Enrich Uranium to 60% If P5+1 Talks Drag on: MP,” *Press TV*, October 2, 2012, <http://www.presstv.ir/detail/2012/10/02/264589/iran-to-enrich-uranium-to-60/>; “Iran Mulls Highly Enriched Uranium,” April 17, 2013, [http://www.upi.com/Top\\_News/Special/2013/04/17/Iran-mulls-highly-enriched-uranium/UPI-82301366205307/](http://www.upi.com/Top_News/Special/2013/04/17/Iran-mulls-highly-enriched-uranium/UPI-82301366205307/)を参照。

<sup>15</sup> The Iran Project, “Weighing Benefits and Costs of Military Action against Iran,” September 2012.

<sup>16</sup> 対イラン制裁措置の効果については、“Iran: Sanctions Halt Long-Range Ballistic-Missile Development,” *IJSS Strategic Comments*, Vol. 18, No. 22 (July 2012); Mark Fitzpatrick, “Iran’s Nuclear Programme,” Written Evidence, UK Parliament, 30 January 2013, <http://www.publications.parliament.uk/pa/cm201213/cmselect/cmfa/ff/writev/iran/m01.htm>を参照。

<sup>17</sup> Kenneth M. Pollack, “An Iran Nuclear Deal Doesn’t Have to be Perfect — Just Better Than the Alternatives,” *Washington Post*, November 16, 2013, [http://www.washingtonpost.com/opinions/an-iran-nuclear-deal-doesnt-have-to-be-perfect-just-better-than-the-alternatives/2013/11/15/2b8d1292-4c85-11e3-be6b-d3d28122e6d4\\_story.htm](http://www.washingtonpost.com/opinions/an-iran-nuclear-deal-doesnt-have-to-be-perfect-just-better-than-the-alternatives/2013/11/15/2b8d1292-4c85-11e3-be6b-d3d28122e6d4_story.htm)

イランに対する核放棄の強制が難しいのであれば、イランの主張を一定程度受け入れて「顔を立てる」など、イランが合意を受諾できるように誘因を示しつつ、外交的手段によって問題の解決を目指すほかない。イランが欲していたのは、制裁の緩和および解除と、一定の核能力、特にウラン濃縮能力の維持であった。シャーマン（Wendy Sherman）米国務次官は2013年10月の米上院外交委員会公聴会で、米国の対イラン制裁の効果について、過去18カ月間でイランの原油輸出が1日当たり100万バレル低下したこと、通貨リヤルの価値が過去24ヵ月で60%下落したこと、イランの国内総生産（GDP）も同時期において5%以上縮小したことを挙げて、大きなインパクトを与えていると述べた<sup>18</sup>。

「厳酷な制裁（crippling sanctions）」によるイラン経済の悪化がロウハニの当選をもたらす一因であったとすれば、制裁の緩和のない合意をロウハニが受け入れれば、イラン国内で厳しく批判され、その権力基盤も弱体化しかねない。同時に、E3+3との協議にあたって最高指導者のハメネイ（Ali Hosseini Khamenei）が示したとされる条件、すなわちウラン濃縮の権利の維持が認められなければ、いかに制裁が緩和されるとしてもロウハニは合意には応じられなかったであろう。

米国も、国内の対イラン強硬派、あるいはイランの動向を強く懸念するイスラエルやサウジアラビアなどとの関係性を考えた場合、イランに対して宥和的だと捉えられるほどの大きな譲歩を示すことはできず、イランへの誘因とのバランスを注意深く模索しなければならなかった。イランの核開発に係る真の意図が依然として不明確な中では、米国としても、イランに対する、より大きな誘因を提示することもできない。結果として、ウラン濃縮については、イランによる一定の活動を容認する余地を残しつつ、イランが主張するようなウラン濃縮の「権利」を明示的に認めることはしなかった。また、制裁の緩和について米国が強調したのは、これが極めて限定的なものであること、ならびにイラ

ンに対する厳しい制裁が継続していることであった<sup>19</sup>。実際に、「第一段階」では、E3+3の制裁緩和によってイランは70億ドル余りを得ることになるが、残る制裁措置によって、石油輸出に関するものだけでも6カ月間に300億ドルの損失が継続すると見積もられている<sup>20</sup>。

限定的な誘因によって、イランから大きな譲歩を引き出すことは難しい。イランに対するより大きな誘因の提示が、イランからのより大きな譲歩の獲得に直結するとは限らないものの、イランに核放棄を迫る米国の真の意図が将来のイランにおける体制転覆であるとも懸念してきたイランは、核能力の制限や放棄に当然ながら慎重に対応するであろうし、米国などが提示する誘因に見合う（とイランが考える）程度の譲歩に止めようとする力学が働くからである。

コーデスマン（Anthony H. Cordesman）は、11月のE3+3とイランの協議を、政治的にも、またイランの核能力の観点からも、イランの核兵器取得が「後戻りできない地点（point of no return）」に到達する前に解決する、おそらく最後の機会であり、米国は交渉に「勝利」することではなく、イランが取る行動に見合うインセンティブを米国などが与える場であるとイランが認識するような交渉の構造を構築するよう模索すべきだと主張していた<sup>21</sup>。そうした難しい状況において、様々な問題やアクター間の微妙なバランスの上に合意された「共同行動声明」は、軍事力を行使することなく、また制裁では達成できなかったイランの核

<sup>19</sup> Barack H. Obama, “Statement by the President on First Step Agreement on Iran’s Nuclear Program,” White House, November 23, 2013, <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/11/23/statement-president-first-step-agreement-irans-nuclear-program>; “Fact Sheet: First Step Understandings Regarding the Islamic Republic of Iran’s Nuclear Program,” White House, November 23, 2013, <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/11/23/fact-sheet-first-step-understandings-regarding-islamic-republic-iran-s-n>.

<sup>20</sup> “Fact Sheet: First Step Understandings Regarding the Islamic Republic of Iran’s Nuclear Program.”

<sup>21</sup> Anthony H. Cordesman, “Negotiating with Iran: Meeting the Necessary Requirements,” Center for Strategic and International Studies, October 1, 2013, <http://csis.org/publication/negotiating-iran-meeting-necessary-requirements>.

関連活動に対する厳しい監視の下での抑制を、まずは6カ月という限定的な期間ではあるが実現するものである<sup>22</sup>。それは、合意がないよりは「まし」であったという以上の成果であったように思われる。

#### 4. 今後の課題——意図のテスト

「共同行動計画」のもう一つ重要な点は、北朝鮮と結ばれた「米朝枠組み合意」や「六者会合に関する共同声明」とは異なり、「第一段階」の実施を6カ月間に、また「包括的解決の最終段階」に関する交渉の終了と履行の開始を1年以内にするとして、それぞれ期限を区切った実施を定めていることである。イランが核兵器能力の取得を本当に放棄し、核問題の解決を目指しているのか、あるいは核兵器開発の強い意思を持ちつつ戦術的な手段としてE3+3と合意したのか。米国をはじめとする西側諸国が「包括的解決の最終段階」に向けて検討すべき課題の一つは、特にどの程度のウラン濃縮をイランに認めるかということだが、それもイランの今後の動向による<sup>23</sup>。「第一段階」を経て「包括的解決の最終段階」に至る1年は、イランの意図をテストするという意味でも非常に重要な期間である。

その「意図」は、まずはイランが「共同行動声明」に列挙された措置を誠実に実施するか否かによって判断される。イランは12月8日にアラクの重水生産施設に対するIAEA査察を受け入れ、合意の履行に前向きな姿勢を示したが、イランが「共同行動声明」には記載されていないさらなる自発的措置を取れば、核兵器取得の意思がないことについて、より大きな信頼を得ることにつながると思われる。

たとえば、第一に、11月上旬の日・イラン外相会談でも働きかけが行われた<sup>24</sup>イランによる包括的核実験

禁止条約（CTBT）批准は、イランが発効要件国の一つでもあることから、条約発効に向けた重要なステップを取るという意味で国際的な核軍縮・不拡散へのイランによる貢献になるとともに、イランが核実験を今後も実施しないという意思表示を行うものにもなる。

第二に、合意文書によれば、IAEA保障措置協定追加議定書のイランによる発効は、合意文書によれば「包括的解決の最終段階」を待つこととなっているが、その間の暫定適用の復活<sup>25</sup>は、イランの核活動に対する国際社会の信頼を高めることに資するであろう。イランとIAEAは11月11日に、「協力のためのロードマップに関する共同声明」＜Joint Statement on a Framework for Cooperation＞<sup>26</sup>に合意した。この共同声明には、以下のような内容が盛り込まれた。

- イランおよびIAEAは、現在および過去のすべての問題を解決するためにIAEAによって実施される検証活動に関して、一層協力する。イランの協力は、核活動について、適時にIAEAに情報を提供することを含む
- IAEAは、管理アクセスの活用および機微情報の保護を通じて、イランの安全保障上の懸念を考慮することに合意した
- 最初のステップとして、イランおよびIAEAは、付属文書に記載された実際的な措置に合意した

その付属文書には、ガチンのウラン鉱山、およびアラクの重水生産施設の情報および管理アクセスの提供、新たなウラン濃縮施設に関する発表の明確化、ならびにレーザー濃縮技術に関する発表の一層の明確化などが記載された。「共同行動声明」で記載されたIAEAによる監視活動と合わせて考えれば、イランはIAEA追加議定書タイプに近い査察を受け入れることになり<sup>27</sup>、

[kaidan/page18\\_000103.html](http://www.iaea.org/newscenter/pressreleases/2013/prn201321.html)。

<sup>22</sup> Michael Krepon, “How Long an ‘Interim?’” *Arms Control Wonk*, November 25, 2013, <http://krepon.armscontrolwonk.com/archive/3964/how-long-an-interim>.

<sup>23</sup> Robert Einhorn, “U.S., Israel Spats Blur Simple Truth: Neither Wants Iran to Have Nukes,” *Brookings Institute*, November 24, 2013, <http://www.brookings.edu/research/opinions/2013/11/24-us-israel-both-against-iran-nukes-einhorn>.

<sup>24</sup> 「岸田外務大臣のイラン・イスラム共和国訪問（結果概要）」外務省、2013年11月10日、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

<sup>25</sup> イランは2003年に追加議定書に署名した後、2003～2006年まで、発効までの間の暫定適用を受け入れていた。

<sup>26</sup> “Joint Statement on a Framework for Cooperation,” 11 November 2013, <http://www.iaea.org/newscenter/pressreleases/2013/prn201321.html>.

<sup>27</sup> David Albright and Andrea Stricker, “Iran’s Negotiating Track with the IAEA,” *ISIS Report*,

暫定適用へのハードルが極めて高いとも考えにくい。パルチン軍事基地において核兵器に用いられる高性能爆薬の実験が行われていたとの疑いなど、イランが核爆発装置の開発に関連する活動を実施してきたのではないかとしてIAEAが指摘してきた「未解決の問題」<sup>28</sup>についても、その解決に向けたイランの積極的な協力が望まれる。

第三に、イランが核兵器および弾道ミサイルに係る北朝鮮との協力関係を断ち切ること、さらに過去の協力関係について情報を提供することが実現すれば、イランが今後、それらの積極的な開発に手を染めないことを、より強く国際社会に示すものとなる。両国は、核・弾道ミサイルの研究開発などに関する協力を行ってきたと考えられている。そうした協力関係を直接的に示すものではないが、2013年7月に北朝鮮で行われた朝鮮戦争休戦60周年の祝賀行事では、イラン軍事代表団が平壤入りし、北朝鮮との関係の深さがアピールされた<sup>29</sup>。8月には、ロウハニ大統領の就任宣誓式に出席するためテヘランを訪れた北朝鮮代表団とイラン革命防衛隊のジャファリ（Mohammad Ali Aziz Jafari）司令官が会談し、核・弾道ミサイル開発に係る協力の継続を確約したとも報じられた<sup>30</sup>。2012年9月には、北朝鮮とイランがエネルギー、環境、情報、農業、食糧などの分野で科学技術協力を進めるとの協定を締結したが、核・弾道ミサイルといった分野での協力の深化にもつながりかねないと懸念された<sup>31</sup>。イランによる北朝鮮との協力関係の終結は、北朝鮮による核・ミサイル開発や外貨獲得を少なからず阻害するものにもなる。

第四に、建設がほぼ完了したとされる重水炉について、たとえば米国など西側諸国の支援を得て拡散抵抗

性の高い軽水炉などに転換し、廃棄することである。その際に、西側諸国との間で原子力協力協定を締結し、イランが核爆発装置を爆発させた場合、あるいはIAEAとの保障措置協定を停止あるいは廃止した場合に、協力協定の対象となる核物質や設備の返還請求権を持つなどの条項が盛り込まれれば、イランによる核兵器取得のハードルを一層高くすることができる。そうした条項は、日米原子力協力協定などにも規定されている。イランが濃縮したウランを供与された原子炉で使用すれば、原子力協力協定の対象となる核物質に含まれることとなる。イランは、今後もウラン濃縮活動を維持したいと考えており、少なくともNPTとの関係で考えれば、厳格に平和目的である限りにおいて、これを禁止することはできない。しかしながら、それが核兵器開発にとっても極めて機微な技術と能力であることから、ウラン濃縮活動の継続には核兵器開発への転用の意思がないことを国際社会に適切に示す格段の責務がある。非核兵器国による濃縮・再処理技術・能力の保持が「特別な地位」の獲得ではなく「特別な責務」の受諾を意味するものであるとすれば、イランは、IAEA査察官の常駐やリアルタイムの監視、さらにはイランの核兵器取得に係る「ブレイクアウト」をより難しくする措置など、他の非核兵器国が受諾するものより厳格な不拡散措置をウラン濃縮活動と並行して実施しなければならない。それこそが、イランが追求すべき「日本モデル」であるように思われる。

November 26, 2013, p. 3.

<sup>28</sup> GOV/2011/65, 8 November 2011.

<sup>29</sup> 「北がイラン、シリアと結束アピール」『産経新聞』2013年7月27日。

<sup>30</sup> 『共同通信』2013年11月3日。

<sup>31</sup> “Iran, North Korea Seen Deepening Nuke, Missile Collaboration,” *Global Security Newswire*, September 20, 2012, <http://www.nti.org/gsn/article/iran-north-korea-seen-deepening-nuke-missile-collaboration/>.

公益財団法人 日本国際問題研究所  
軍縮・不拡散促進センター

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3丁目8番1号

虎の門三井ビル3階

TEL : 03-3503-7558 FAX : 03-3503-7559

Homepage : <http://www.cpdnp.jp/>

なお、本稿における見解は個人のものであり、日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センターを代表するものではない。

©Center for the Promotion of Disarmament and Non-Proliferation